

検証用資料 2

市民協働事業提案制度の募集に関する資料

- ①市民協働事業提案制度（テーマ型）募集案内
- ②市民協働事業提案制度（自由提案型）募集案内
- ③市民協働事業提案制度（自由提案型）募集チラシ
- ④「広報かわにし」に掲載した記事
- ⑤市ホームページによる募集ページ
- ⑥市フェイスブックによる募集ページ

川西市市民協働事業

提案制度（テーマ型協働事業）

募集案内

あなたの知恵と力をお貸しください

まちづくりラウンドテーブル
（座談会）の開催



川西の古い景観資料（写真など）の
収集・調査・展示

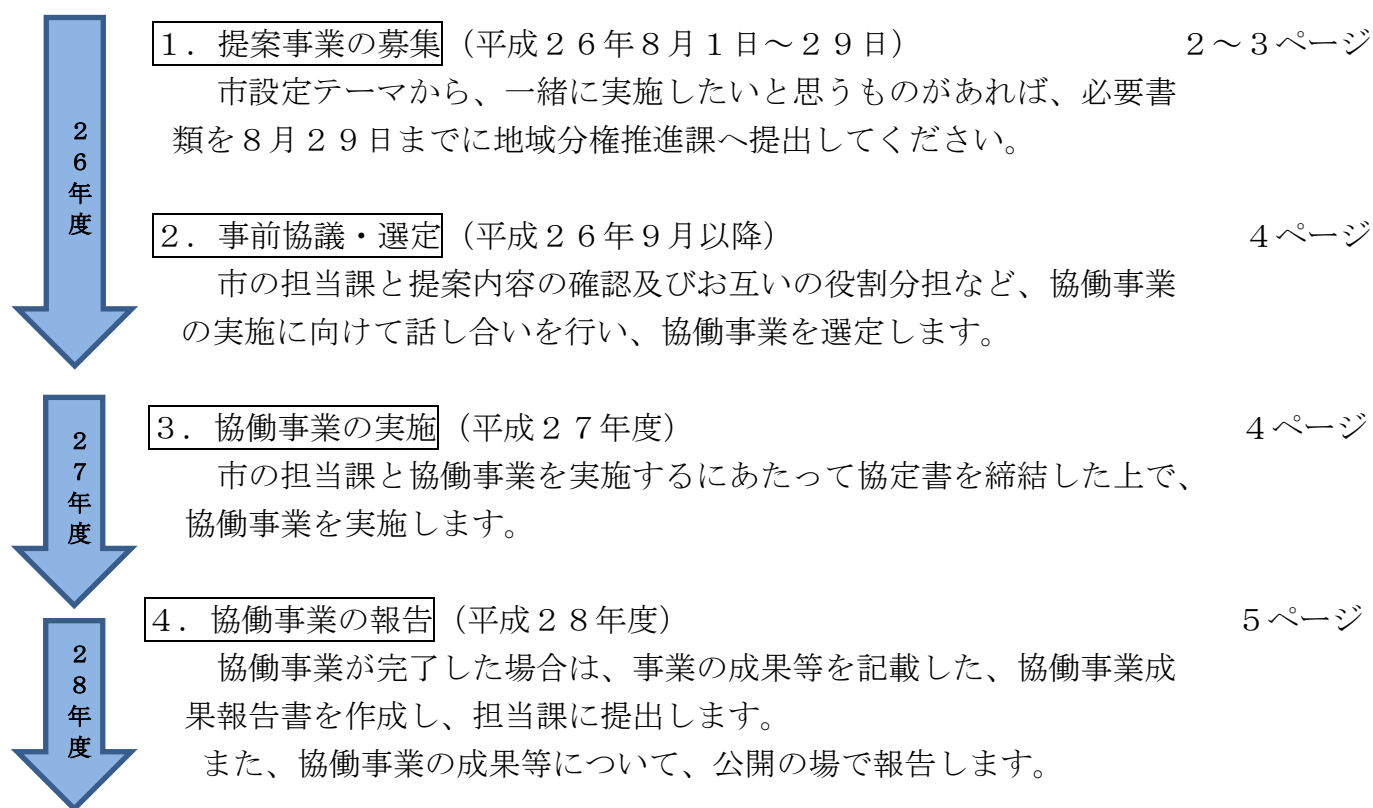


市では、「こんな事業を市民の皆さんと協働してできたらいいな」と考えています。このパンフレットに掲載している事業のテーマや事業概要をご覧ください「その事業なら私たちの団体に取り組める！」「こんな風に事業を展開させればもっとよくなるアイディアがある！一緒にやってみたい！」など、市民公益活動団体等の皆様からの提案をお待ちしています。

市民協働事業提案制度（テーマ型協働事業）とは？

市が設定したテーマについて、市民公益活動団体等が有する先駆性、専門性、柔軟性を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで社会的な課題や身近な地域課題の解決を図り、市への市民参画の促進を図るとともに、地域づくりを行う多様な担い手の育成につなげ、より住み良いまちづくりを実現していくための制度です。

応募から事業実施までの流れ



協働は一緒に考えるところから始まります！

協働とは、お互いを理解し尊重し合い対等のパートナーとなることによって始まりますので、現状・課題・目的等を共有し、課題解決に向けて一緒に考える場を大切にします。

1. 提案事業の募集（平成26年8月1日～29日）

（1）募集する事業のテーマ

下記の市設定テーマの事業内容に沿う提案を募集します。提案した市民公益活動団体等と市が当該事業を来年度（平成27年度）に協働で実施する予定です。

市設定テーマ

1. まちづくりラウンドテーブル（座談会）の開催

さまざまな年齢、立場の人が集まってわいわいと自由な雰囲気でお話できるような場として、ラウンドテーブル（座談会）の企画・運営についての提案を募集します。

担当課：地域分権推進課



2. 川西の古い景観資料（写真など）の 収集・調査・展示

川西の古い景観資料の収集や、いつの時代のものかわからない景観資料の調査や景観展、景観フォーラムでの事例発表などについての提案を募集します。

担当課：都市計画課

※市設定テーマの詳細は、当冊子6～7ページに記載しています。

～市民公益活動団体とは～

自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体のことをいいます。なお、以下の点にもご注意ください。

○専ら直接的に利潤を追求することを目的とした活動や、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦支持反対することを目的とした活動は除きます。

○企業などの事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合は、事業者も公益活動を行うものとして、当制度の対象となります。

(2) 応募できる者の要件

○提案者は、次の①～⑤の要件をすべて満たしている市民公益活動団体等であることが必要です。

- ①市内に本拠を置き、概ね5人以上の構成員で組織していること。
- ②組織の運営に関する定款、規則及び会則等の定めを有していること。
- ③適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること。
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと。

(3) 応募に必要な書類

○以下の書類の提出が必要です。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ①テーマ型協働事業提案書（様式第1号） | } ※添付様式（8～10ページ）をご覧ください。 |
| ②団体概要書（様式第3号） | |
| ③定款、規約、会則その他これらに類するもの | |
| ④役員名簿 | |
| ⑤団体の活動状況を示す資料 | |
| ⑥団体の経営状況を示す資料 | |
| ⑦その他活動の様子が分かる資料（会報、新聞の切抜、写真など） | |

(4) 応募方法

○応募要件を満たす団体は、応募したいテーマについて、(3)に記載の必要書類を市の担当窓口
に提出してください。

- ・提出期限：平成26年8月29日（金）午後5時30分まで
- ・提出書類：(3)に示した書類
- ・提出方法：持参または郵送（8月29日消印有効）
- ・提出先：川西市地域分権推進課（川西市役所4階）

〒666-8501 川西市中央町12番1号

※市が設定したテーマに沿わないものや、応募できる者の要件を満たしていない場合は、協議に進むことはできません。
その場合は協働事業却下通知書（様式第4号）で通知します。

2. 事前協議・選定（平成26年9月以降）

（1）事前協議

提出された提案書等に基づき、提案団体と担当課が、現状・課題・目的を共有し、対等な関係をもって、事業実施上の課題、実現可能性、実施方法、役割分担などについて事前協議を行います。

提案団体は、事前協議の内容をふまえて、協働で事業を実施することができないと判断したときは、提案の取り下げを行うことができます。その場合は、速やかに協働事業提案取下げ願い（様式第5号）を地域分権推進課へ提出してください。

※様式第5号については、事前協議の場で必要に応じてお渡しします。

（2）協働事業の選定

事前協議を受けて提案団体と担当課の双方が協働で事業を実施することについて合意したときは、協働事業として選定し、市から提案団体に対し、協働事業選定通知書（様式第6号）により通知します。

3. 協働事業の実施（平成27年度）

（1）協働事業協定書の締結

選定した協働事業について、市と提案団体との間で実施方法や役割分担などを定めた協働事業協定書を締結します。

※協働事業を実施するにあたり、市がその経費を一部負担することも想定されます。その場合は、予算化の措置を行い、市議会の議決（3月）を経て予算が決定されます。その議決された予算の範囲内で協働事業協定書を締結することになります。



（2）協働事業の実施

協働事業協定書及び企画書に基づいて、市の担当課と提案団体との協働により事業を実施します。

4. 協働事業の報告（平成28年度）

（1）協働事業成果報告書

協働事業が完了したときは、協働事業成果報告書（様式第7号）を担当課に提出してください。
※様式第7号については、協働事業が完了した後にお渡しします。

（2）成果報告会

成果報告会は、提案団体と担当課が、取り組んだ協働事業の成果を公開の場で発表することによって、広く市民の皆さんへの周知を図ることを目的として開催します。



その他. 情報の公開

○1. 提案事業の募集から4. 協働事業の報告までの手続きについて、市ホームページ等で次の内容などを公開する予定です。

- ・実施する協働事業の企画書
- ・実施した協働事業の成果報告書

市設定テーマの概要①

担当課	地域分権推進課
市設定テーマ名	まちづくりラウンドテーブル（座談会）の開催
現状と課題 今後の方向性	川西市では、様々なまちづくりの主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしなが、自らの役割を担いお互いを補完し合うことでさらに個性的で魅力あふれるまちづくりの実現を目指す「参画と協働のまちづくり」を進めています。 このようなまちづくりを実現するためには、市民や様々な団体が一つの目標に向かって、協力し合うことが重要です。そのためには、お互いの活動を知り合ったり、こんなまちにしたいという思いを話し合う場・きっかけが必要だと考えています。 そこで、市全体や各地域において、自由な雰囲気意見交換できる「まちづくりラウンドテーブル（座談会）」を開催したいと考えています。これは、誰でも参加することのできる自由な雰囲気の間をつくることで多様な主体の情報が交流し、参加者が自発的に連携・協力体制を築き、よりよいまちづくりにつなげることを目的としています。 NPO やボランティア団体、事業者などの皆さんと一緒に、どの様なテーマでラウンドテーブルを実施するのか、ラウンドテーブルをどのように進行するのか、また、様々な年代、立場の方に参加してもらうためにはどのように工夫すればいいのかなどを一緒に考え、ラウンドテーブルを開催したいと考えています。
協働したい 市民公益活動団体等	・人と人がつながる場づくりに興味がある団体 ・過去に座談会などを開催したことがある団体 など
市民公益活動団体等に 期待する役割（予定）	さまざまな年齢、立場の人が集まってわいわいと自由な雰囲気話合えるような場として、3回程度ラウンドテーブルの企画、運営を行ってほしい。
担当課の役割	・ラウンドテーブルを開催するにあたって市広報誌や市ホームページなどで広報活動を行う。 ・ラウンドテーブルの開催場所を提供する。 ・ラウンドテーブルに必要な物品（模造紙、ポストイット、筆記用具など）を提供する。 ・市民公益活動団体等と一緒にラウンドテーブルの企画・運営を行う。

市設定テーマの概要②

担当課	都市計画課
市設定テーマ名	川西の古い景観資料（写真など）の収集・調査・展示
現状と課題 今後の方向性	近年では心の豊かさや精神的なゆとりが一層重視されるようになりました。都市空間においても、潤いやゆとりのある魅力的な景観形成が求められ、新たな個性を創造しながら、人を惹きつける魅力を備え、市民が誇りを持てる景観形成を目指していくことが求められています。その点において、地域の景観は市民の暮らしに密接なものであり、市民主体の活動によって魅力は育まれることから、市民の景観まちづくりへの意識高揚を図っていく必要があります。 そのための取組の一つとして、当課では景観展や景観フォーラムを開催し地域の昔の写真など古い景観資料を展示し、意識高揚を図っています。展示する古い景観資料は市がこれまでに保有していたもののほか、昨年度からは、市民の皆さんへ募集なども行っていますが、資料提供をしてくださる方も少なく、古い景観資料を集めることに苦慮しています。 そこで、市民公益活動団体のノウハウ、スキル、マンパワーを活かして、歴史的な景観資料を掘り起こしていただきたいと考えています。それらを展示し、多くの市民と共有することで、市民意識高揚のきっかけとしたいと思います。
協働したい 市民公益活動団体等	・「景観」に関心のある市民団体 ・景観資源の知識が豊富な市民団体
市民公益活動団体等に 期待する役割（予定）	・川西の古い景観資料の収集 ・いつの時代のものか分からない景観資料の調査 ・景観展や景観フォーラムでの事例発表
担当課の役割	・収集・調査物の発表機会の提供（景観展で展示発表、刊行物への写真・記事掲載、景観フォーラムでの事例発表） ・景観施策への活用

川 西 市 長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____

テーマ型協働事業提案書

市との協働事業について、次のとおり提案します。

団 体 の 名 称		
事 業 の 名 称 (市設定テーマ名)		
1 提案内容		
事 業 計 画 (いつ、どこで、 だれが、だれを対 象にどのような 手段で事業を行 うのか?)		
役 割 分 担	提案団体 (できる こと)	
	市 (期待す ること)	
成 果 (期待される成 果や波及効果)		

2 事業をうまく進めるための留意事項	
問 題 点 (提案事業を進めていく上で、想定される問題点)	
その他 (伝えたいことがあれば記入してください)	

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

団 体 概 要 書

団 体 の 名 称					
代 表 者	役 職 名 ・ 氏 名				
	連 絡 先	TEL() - FAX() - E-mail			
	住 所	〒			
連 絡 責 任 者	役 職 名 ・ 氏 名				
	連 絡 先	TEL() - FAX() - E-mail			
	住 所	〒			
団 体 の 概 要	構 成 員 数	会員数	人	専従職員	人
		役員数	人	うち有給職員	人
	設 立 年 月	年 月			
	活 動 の 目 的				
	主 な 活 動 内 容				
事 業 実 績	実 績	時 期	内 容(事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)		
	行政との協働実績				

提案団体の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）

＜団体の基本項目＞	
☐	(1) 市内に本拠を置く、5人以上の構成員で組織された市民公益活動団体又は事業者である
☐	(2) 運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体である
☐	(3) 適切な会計処理が行われている団体又は適切な会計処理を行う能力を有している団体である
☐	(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない
☐	(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

様式は市ホームページから
ダウンロードできます。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>



©川西市 2008

お問い合わせ先

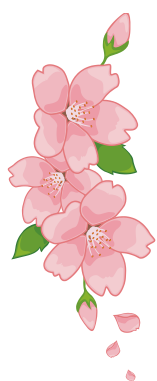
川西市総合政策部参画協働室 地域分権推進課
(川西市役所4階5番窓口)

〒666-8501 川西市中央町12番1号

電話 072-740-1600 (直通)

FAX 072-740-1322

市ホームページ：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>



川西市市民協働事業



募集要項

市民協働事業補助金ができたんだ！
皆さんからの提案を待ってるよ！！

川西市では、社会的課題や身近な地域課題に対して、NPOやボランティア団体などの市民公益活動団体が持つ先駆性や専門性を活かし、市と協働してその効果的又は効率的な解決を図ることで、より住み良いまちづくりの実現をめざすことを目的に、市民公益活動団体等が実施する自主事業に必要な経費の一部を補助する川西市市民協働事業補助金を新たに創設しました。



募 集 概 要

対象事業・・・市民公益活動団体等が実施する社会的課題などの解決に向けた自主事業で、第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業

提案者・・・・一定の要件を満たす市民公益活動団体等

補助額・・・・事業経費の2分の1（上限20万円・5団体程度）

募集期間・・・・平成26年4月1日（火）～平成26年4月30日（水）

応募方法・・・・地域分権推進課へ郵送又は持参（市役所4階5番窓口）



川西市総合政策部参画協働室 地域分権推進課

TEL 072-740-1600

応募から事業実施までの流れ

1. 事業の募集

平成26年4月1日（火）～30日（水）

2～4ページ

- ・市民公益活動団体等が実施する自主事業で、社会的課題などを解決し、第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める内容の提案事業を募集します。

2. 公開プレゼンテーション

平成26年5月22日（木）午後2時～

5ページ

- ・公開プレゼンテーションにより審査を行います。応募書類には書き表せない事項や、活動に対する思い等を発表していただきます。

3. 協働事業の選定

平成26年5月下旬～6月上旬

5ページ

- ・公開プレゼンテーションの審査結果をもとに、協働事業の選定を行います。結果は、協働事業補助金交付決定通知書又は協働事業補助金不交付決定通知書により通知します。

4. 補助金の交付（概算）

交付決定日以降

5ページ

- ・協働事業を完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができる場合は、協働事業の完了前に補助金を概算で交付します。

5. 協働事業の実施～完了

交付決定日から平成27年3月末日

6ページ

- ・協働事業を実施し、完了した時は、速やかに協働事業補助金実績報告書と添付資料の提出をお願いします。

6. 補助金の交付（確定）・精算

協働事業の完了から平成27年4月中旬ごろまで

6ページ

- ・協働事業補助金実績報告書の内容を審査し、適切であると認められる場合は補助金を確定し、交付します。なお、既に補助金の概算交付を受けている事業について、不用額が発生したときは、その額の返還をお願いします。

7. 成果報告会

平成27年5月頃

6ページ

- ・協働事業の実施内容、成果等について、公開の場で報告していただきます。

1. 事業の募集（平成26年4月1日～30日）

（1）提案事業の要件

提案事業は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①提案者が川西市内で実施する自主事業であること
- ②第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業であること
- ③川西市から他の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業でないこと

（2）提案者の要件

提案者は、次のすべての要件を満たしている市民公益活動団体等であることが必要です。

- ①市内に本拠を置き、概ね5人以上の構成員で組織していること
- ②組織の運営に関する定款、規則及び会則等の定めを有すること
- ③適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと

～市民公益活動とは～

自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことをいいます。なお、以下の点にもご注意ください。

○専ら直接的に利潤を追求することを目的とした活動や、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦支持反対することを目的とした活動は除きます。

○企業などの事業者が、営利を主たる目的としないもので、不特定かつ多数のものの利益の実現を目指す社会貢献的な活動を行う場合は、事業者も公益活動を行うものとして、当制度の対象となります。

（3）補助金の額

提案事業が協働事業として採択された場合は、補助金を交付します。補助金の額は、協働事業の実施に必要な経費の2分の1（上限20万円・5団体程度）です。

※補助金は、単年度ごとの事業に対して交付します。同一の事業については3回を限度として交付します。

〔４〕補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、協働事業の実施に必要な経費とします。（すべての経費について、領収書が必要です。）

【対象経費】

項目	具体例
報償費・謝礼	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償・謝礼（提案団体構成員に対するものは除く）など
備品購入費	備品（事務局の運営に使用するものを除く）の購入費
消耗品費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙など消耗品の購入費
材料費	協働事業の実施に必要な材料の購入費
印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
（外部）委託費	専門的知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託費
保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
使用料及び賃借料	協働事業の実施に係る機器類等の賃借料（レンタル）及び研修会やイベントなどの会場等の使用料
通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費など
旅費	講師等との打ち合わせに伴う交通費等
その他の経費	上記以外で、協働事業の実施に必要であると市長が認めるもの

【対象外経費】

- ・ 提案団体の事務所等の維持管理経費
- ・ 提案団体の経常的な活動経費
- ・ 提案団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- ・ 飲食費（実施事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼的なものは含まない）
- ・ 支出内容の不明確な経費
- ・ 提案団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・ 協働事業に直接関係のない経費
- ・ 市長が社会通念上適切でないと認めた経費

ご注意ください

補助金は、公金です。協働事業を実施するために支出する経費であっても、内容が補助対象経費にあてはまらないものについては補助金の対象外となります。

(5) 応募に必要な書類

以下の書類の提出が必要です。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

①協働事業補助金交付申請書

②協働事業収支予算書

③自由提案型協働事業提案書

④団体概要書

⑤定款、規則、会則その他これらに類するもの

⑥役員名簿

⑦団体の活動状況を示す資料

⑧団体の経営状況を示す資料

⑨その他活動の様子が分かる資料（会報、新聞の切抜、写真など）

※様式は7～11ページを
ご覧ください。

(6) 応募方法

「(5) 応募に必要な書類」に記載の必要書類を市の担当窓口まで提出をお願いします。

提出期限：平成26年4月30日（水）午後5時30分まで

提出書類：(5) に示した書類

提出方法：持参又は郵送（4月30日消印有効）

提出先：川西市地域分権推進課（川西市役所4階）

〒666-8501 川西市中央町12番1号

※本制度の目的に合致しない場合又は提案者の要件を満たしていない場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできません。その場合は協働事業却下通知書で通知します。



2. 公開プレゼンテーション（平成26年5月22日）

審査は、公開プレゼンテーションにて行います。提案団体には、事業内容や応募書類には書き表せない事項、活動に対する想い等を発表していただくとともに、協働事業審査会からの質問に答えていただきます。

（1）開催要領

日時：平成26年5月22日（木）14時から

場所：川西市役所7階大会議室

内容：1団体につき事業説明15分程度（事業説明10分、質疑応答5分）のプレゼンテーション

※欠席の場合は、応募を取り下げたものとみなします。

※各団体のプレゼンテーション終了後、協働事業審査会が協働事業の採択の適否について審査を行います。

（2）審査基準

協働事業審査会における審査基準は次のとおりです。

①先駆性 ②公益性 ③協働の妥当性 ④実現可能性 ⑤効果 ⑥川西市らしさ

3. 協働事業の選定（平成26年5月下旬～6月上旬）

市長は、公開プレゼンテーションでの審査結果を参考に、協働事業を選定します。協働事業として選定した事業は、協働事業補助金交付決定通知書により通知します。不採択となった事業については、協働事業補助金不交付決定通知書により通知します。

※交付に際して、条件が付く場合があります。

4. 補助金の交付（概算）

（1）補助金の概算払い

協働事業が完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができる場合は、協働事業の完了前に概算で補助金を交付します。概算払いを希望する提案団体は、協働事業補助金交付請求書で市に補助金を概算請求してください。※概算で交付請求できる額は、協働事業補助金交付決定通知書に記載されている交付決定額を限度とします。

〔２〕協働事業の変更について

協働事業を実施するうえで、やむを得ず当初の事業計画内容から変更が生じるときや、当初予定していた必要経費を超えるときは必ず事前に地域分権推進課までお知らせください。

５．協働事業の実施～完了（交付決定日～平成２７年３月３１日）

〔１〕協働事業の実施

協働事業に選定された事業を、提案書に沿って実施していただきます。

〔２〕協働事業の完了

協働事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類の提出をお願いします。

- ①協働事業補助金実績報告書
- ②協働事業決算収支報告書
- ③補助対象経費に係る領収書の写し

※事業実績の確認のため必要がある場合には、他の資料等の追加提出をお願いすることがあります。

６．補助金の交付（確定）・精算（協働事業の完了～平成２７年４月中旬）

〔１〕補助金の確定払い

協働事業補助金実績報告書をもとに補助金額を確定し、提案団体に協働事業補助金確定通知書で通知しますので、協働事業補助金交付請求書で市へ補助金交付の請求をお願いします。

〔２〕補助金の精算

協働事業補助金の概算払いを受けた事業のうち、概算払い額が確定した補助金額を超過した場合には、その超過分を市に返還していただきます。

７．成果報告会（平成２７年５月頃）

成果報告会は、提案団体が取り組んだ協働事業の成果を公開の場で発表していただくことによって広く市民の皆さんへの周知を図ることを目的として開催します。

協働事業補助金交付申請書

年 月 日

川西市長

申請者の住所又は所在地

団体名
代表者氏名

印

協働事業補助金の交付を受けたいので川西市市民協働事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	
事業の目的及び 内容	
事業の効果	
交付申請額	円

協働事業収支予算書

収入の部

単位：円

収入費目	収入内容	積算根拠（単価×回数）	小計
補助金等			
事業収入			
会費収入			
寄付金収入			
その他			
合計			

支出の部

単位：円

支出費目	支出内容	積算根拠（単価×回数）	小計
合計			

注）金額の根拠を明示してください。

例、カタログ・見積書などの添付

例、講師謝礼金の場合、講師予定者の肩書き・居住都市名を記入

記入方法 支出費目：報償費・謝礼、備品購入費、消耗品費、材料費、印刷製本費、（外部）委託費、保険料、使用料及び賃借料、通信運搬費、旅費、その他の経費 に分類して記入。

その他：収入合計と支出合計が同じ額になるよう注意してください。

支出費目のうち、報償費・謝礼については、団体構成員に対するものを除くこと。

年 月 日

川 西 市 長 様

団体名 _____
代表者氏名 _____

自由提案型協働事業提案書

市との協働事業について、次のとおり提案します。

団 体 の 名 称				
事 業 の 名 称				
1 提案内容				
第5次川西市総合計画のどのテーマの実現に寄与するのか	1. 暮らし	2. 安全安心	3. 生きがい	4. つながり
事業計画 (いつ、どこで、だれが、だれを対象にどのような手段で事業を行うのか?)				
成果 (期待される成果や波及効果)				

2 事業をうまく進めるための留意事項	
問 題 点 (提案事業を進めていく上で、想定される問題点)	
そ の 他 (伝えておきたいことがあれば記入してください)	

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

団 体 概 要 書

団 体 の 名 称					
代 表 者	役 職 名 ・ 氏 名				
	連 絡 先	TEL() - FAX() - E-mail			
	住 所	〒			
連 絡 責 任 者	役 職 名 ・ 氏 名				
	連 絡 先	TEL() - FAX() - E-mail			
	住 所	〒			
団 体 の 概 要	構 成 員 数	会員数	人	専従職員	人
		役員数	人	うち有給職員	人
	設 立 年 月	年 月			
	活 動 の 目 的				
	主 な 活 動 内 容				
事 業 実 績	実 績	時 期	内 容(事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)		
	行 政 と の 協 働 実 績				

提案団体の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）	
	<団体の基本項目>
☐	(1) 市内に本拠を置く、5人以上の構成員で組織された市民公益活動団体又は事業者である
☐	(2) 運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体である
☐	(3) 適切な会計処理が行われている団体又は適切な会計処理を行う能力を有している団体である
☐	(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない
☐	(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

様式は市ホームページから
ダウンロードできます。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

お問合せ先

川西市総合政策部参画協働室 地域分権推進課
(川西市役所4階5番窓口)
〒666-8501 川西中央町12番1号
電話：072-740-1600
FAX：072-740-1322

～川西市市民協働事業補助金～ 市民協働事業を募集します！

募集期間：平成26年4月1日～30日

川西市では、社会的課題や身近な地域課題に対して、NPOやボランティア団体などの市民公益活動団体等が持つ先駆性や専門性を活かし、市と協働して効果的又は効率的な解決を図ることで、より住み良いまちづくりの実現をめざすことを目的に、市民公益活動団体等が実施する自主事業に必要な経費の一部を補助する「川西市市民協働事業補助金」を創設しました。



【応募から事業実施までの流れ】

1. 事業の募集

平成26年4月1日（火）～30日（水）

- ・市民公益活動団体等が実施する自主事業で、社会的課題などを解決し、第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業を募集します。

2. 公開プレゼンテーション

平成26年5月22日（木）午後2時～

- ・公開プレゼンテーションにより審査を行います。応募書類には書き表せない事項や、活動に対する想い等を発表していただきます。

3. 協働事業の選定

平成26年5月下旬～6月上旬

- ・公開プレゼンテーションの審査結果を基に、協働事業の選定を行い、結果を通知します。（5団体程度）

4. 補助金の交付（概算）

交付決定日以降

- ・協働事業を完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができる場合は、協働事業の完了前に補助金を概算で交付します。

5. 協働事業の実施～完了

交付決定日から平成27年3月末日

- ・協働事業を実施し、完了した時は、速やかに協働事業補助金実績報告書と添付資料の提出をお願いします。

6. 補助金の交付（確定）・精算

協働事業の完了から平成27年4月中旬ごろまで

- ・協働事業補助金実績報告書の内容を審査のうえ、補助金を確定し交付します。なお、既に補助金の概算交付を受けている事業について不用額が生じた場合は、その額の返還をお願いします。

7. 成果報告会

平成27年5月頃

- ・協働事業の実施内容、成果等について、公開の場で報告していただきます。

募集する提案事業と提案者の要件について

1 提案事業の要件

提案事業は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ① 提案者が川西市内で実施する自主事業であること
- ② 第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業であること
- ③ 川西市から他の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業でないこと

2 提案者の要件

提案者は、次のすべての要件を満たす市民公益活動団体等であることが必要です。

- ① 市内に本拠を置き、概ね5人以上の構成員で組織していること
- ② 組織の運営に関する定款、規則又は会則等の定めを有すること
- ③ 適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと

交付される補助金について

- ・審査を経て選定された事業の実施に要する経費について、その2分の1を補助します。ただし、上限は20万円です。
- ・補助金は、単年度ごとの事業に対して交付します。同一の事業については3回を限度として交付します。

補助事業の審査方法について

審査は、公開プレゼンテーションにて行います。提案団体には、事業内容や応募書類には書き表せない事項、活動に対する想い等を発表していただくとともに、協働事業審査会からの質問に答えていただきます。

各団体のプレゼンテーション終了後、協働事業審査会が提案事業についての審査を行い、市長はその結果をもとに協働事業を選定します。

★★応募方法★★

所定の協働事業補助金交付申請書などに必要事項を記入し、直接又は郵送で川西市地域分権推進課に提出してください。募集要項や提出様式などは、地域分権推進課、各公民館、パレットかわにしなどに設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

不明な点などについては、お気軽に下記までお問い合わせください。



川西市地域分権推進課（〒666-8501 川西市中央町 12-1）
Tel 072-740-1600 fax 072-740-1322
市ホームページ <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

■ 参画と協働 してみませんか？

市民協働事業提案制度を創設



一緒に事業を行う団体からの提案を募集します。詳しくは地域分権推進課 ☎ (740) 1600 へ。

「川西市市民協働事業提案制度」を創設します。

この制度では、市が市民の皆さんと協働したいテーマについて、市民公益活動団体などから専門性や柔軟性を生かした具体的な提案を募集します。提案があった団体と市で、事業内容やお互いの役割分担などについて話し合い、双方が合意すれば26年度から一緒に事業を実施するものです。

市設定テーマの内容など詳しくは市ホームページのほか、市役所4階の地域分権推進課、同2階の市政情報コーナー、大和行政センター、各公民館およびパレットかわにしなどに設置しているパンフレットをご覧ください。

【応募の方法】

下記のテーマから、一緒に実施したいと思うものがあれば、パンフレットまたは市ホームページに掲載の必要書類を7月31日(木)までに地域分権推進課へ提出



【提案できる団体の主な要件】

- ① 市内に本拠を置き、おおむね5人以上の構成員で組織していること
- ② 組織の運営に関する定款、規約および会則などの定めがあること
- ③ 適切な会計処理が行われている、または適正な会計処理を行う能力があること

【市設定テーマ】

1. 路上喫煙・ポイ捨て防止の啓発活動の充実（環境創造課）
2. アライグマ、ヌートリアの捕獲と啓発（産業振興課）
3. かわにし子どもの人権ネットワーク事業の企画・運営（人権推進課）
4. 子育て中の親子を支援するイベントや講座の企画・実施およびプレイルームの運営についての検討（子育て・家庭支援課、総合センター）

■ 地域分権制度の説明会

市では、地域住民が主体となつて地域課題の解決に当たるため、一定の権限と財源を地域に移譲する地域分権制度の構築について検討を進めてきました。

制度検討の一環として各地域で開催したワークショップでの、地域分権制度についての意見や「市参画と協働のまちづくり推進会議」での議論をもとに、「地域分権推進基本方針（案）」を作成。同方針（案）の内容について、おおむね小学校区単位で市民の皆さんを対象に、下表のとおり説明会を開催します。

参加希望者は、事前に希望地域、住所、氏名、電話番号を電話かファクスで地域分権推進課 ☎ (740) 1600、FAX (740) 1322 へ。

対象地域	日 時	開催場所	対象地域	日 時	開催場所
久代小学校地域	8月1日(木)19時～	久代会館	多田東小学校地域	8月25日(日)10時～	多田東会館
加茂小学校地域	7月28日(日)19時～	加茂ふれあい会館	緑台・陽明小学校地域	7月27日(土)13時半～	グリーンハイツ第2自治会館
川西小学校地域	8月7日(水)19時～	川西小学校やなぎホール	清和台・清和台南小地域	8月10日(土)14時～	清和台第2自治会館
桜が丘小学校地域	8月11日(日)10時～	市役所7階大会議室	けやき坂小学校地域	8月24日(土)19時～	けやき坂公民館
川西北小学校地域	8月24日(土)13時半～	川西北地区コミュニティプラザ	東谷小学校地域	8月11日(日)19時～	ブラザ東谷
明峰小学校地域	8月8日(木)19時～	明峰公民館	牧の台小学校地域	7月28日(日)10時～	大和第1自治会館
多田小学校地域	8月3日(土)19時～	多田公民館	北陵小学校地域	7月27日(土)19時～	北陵公民館コミュニティ室

■ 人物重視の職員採用試験 あなたも受けてみませんか？



事務職の筆記試験は**教養**試験のみ
土木技術職・保育士の筆記試験は**専門**試験のみ

「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」をともにめざそう！
詳しくは職員課 ☎ (740) 1142 へ。

■職種・採用予定人員と受験資格

職 種	採 用 予 員	受 験 資 格
事務職	11 人	①昭和61年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人。 または②次の要件をすべて満たす身体障がい者 a.昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 b.視覚、聴覚、音声・言語機能の障がいまたは肢体不自由により、身体障害者手帳の交付を受けている人 c.通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人 d.自力により通勤でき、かつ、介護者なしに事務職員として職務遂行可能な人 e.活字印刷文による出題および口述による面接試験に対応できる人
土木技術職	4 人	昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、土木に関する専門課程を修了した人または平成26年3月末までに修了見込みの人
保育士	2 人	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を持っているか、または平成26年3月31日までに保育士資格取得見込みの人で、同日までに保育士登録手続きを行い、平成26年4月1日から保育士として勤務できる人 (25年10月1日以降に採用することがあります)

※地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。

26年4月1日採用（保育士は25年10月1日以降に採用の場合あり）の職員採用試験を実施します。

希望者は市所定の申込書または統一応募用紙に必要事項を書き、7月5日(金)午後5時半（必着）までに市役所4階の職員課へ持参するか、〒666-8501・同課へ簡易書留郵便で郵送を。

募集要項は、職員課と各公民館、中央図書館、行政センターで配布しています。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

1次試験は7月27日(土)・28日(日)です。詳しくは同課 ☎ (740) 1142 へ。

なお、事務職Ⅰ（高等学校・短期大学卒業程度）、事務職Ⅱ（身体障がい者対象）、消防職、幼稚園教諭については、8月号の広報誌で案内する予定です。

■ 地域分権制度の説明会

市では、地域住民が主体となつて地域課題の解決に当たるため、一定の権限と財源を地域に移譲する地域分権制度の構築について検討を進めてきました。

制度検討の一環として各地域で開催したワークショップでの、地域分権制度についての意見や「市参画と協働のまちづくり推進会議」での議論をもとに、「地域分権推進基本方針（案）」を作成。同方針（案）の内容について、おおむね小学校区単位で市民の皆さんを対象に、下表のとおり説明会を開催します。

参加希望者は、事前に希望地域、住所、氏名、電話番号を電話かファクスで地域分権推進課 ☎ (740) 1600、FAX (740) 1322 へ。

■ 地域分権制度の説明会

市では、地域住民が主体となつて地域課題の解決に当たるため、一定の権限と財源を地域に移譲する地域分権制度の構築について検討を進めてきました。

制度検討の一環として各地域で開催したワークショップでの、地域分権制度についての意見や「市参画と協働のまちづくり推進会議」での議論をもとに、「地域分権推進基本方針（案）」を作成。同方針（案）の内容について、おおむね小学校区単位で市民の皆さんを対象に、下表のとおり説明会を開催します。

参加希望者は、事前に希望地域、住所、氏名、電話番号を電話かファクスで地域分権推進課 ☎ (740) 1600、FAX (740) 1322 へ。

参画と協働のまちづくりに向けて

市民協働事業補助金を創設＆

自治会活動を補助

課題解決にアイデアと行動を

さまざまな社会的課題について、ボランティアやNPOなどの市民公益活動団体が持つアイデアや専門性を生かして取り組んでもらえるよう「市民協働事業補助金」を新たに創設しました。こうした団体などから自由な提案事業を募り、事業実施に必要な経費の一部を補助します。詳しくは地域分権推進課 ☎（740）1600へ。

【募集事業】市内で市民公益活動団体などが主体的に行うまちづくり事業で、「第5

申請は5月30日まで

自治会の加入促進活動を支援

昨年度に引き続き、自治会加入促進活動に必要な経費を補助します。

補助対象になる経費は、①自治会勧誘のチラシ、ポスター、看板などの作成②加入促進のために作成する自治会活動紹介パンフレット、自治会新聞の作成③未加入者の参加を促すための新たな行事の開催など自治会加入促進活動に必要な経費。

申請期間は4月1日(火)～5月30日(金)。補助件数は20件（多数の場合は抽選）までで限度額は5万円（補助率2分の1）。詳しくは市民活動推進課 ☎（740）1105へ。



4月には新芽が息吹き、生命が活動を始める季節です。気持ちも新たに、新年度のスタートを切られた皆さんも多いのではないのでしょうか。本市もいよいよ市政施行60周年を迎える年度が始まりました。式典をはじめ、地域や各種団体の皆さんの協力でたくさんの方の記念事業の準備が進められ、今からとても楽しみにしています。

私はこの60周年を、単なる周年としてではなく、川西というまちを内外にアピールしていくきっかけの年にもなればと考えています。そういう思いから、6月に予定している「NHKのど自慢大会」を誘致できたのは良かったと思っています。全国に向け、大きなPR効果が期待できます。

60周年をきっかけにして機会を捉え魅力を全国にアピール

また、周年事業とは異なりますが、毎年市内の山の原ゴルフクラブで行われる「つるやオープンゴルフトーナメント大会」では、トッププロが繰り広げる熱戦がテレビ中継されます。毎日放送さんの協力で、子どもたちが中継の様子やプロのプレイを間近で見られる企画もあります。市外の人が多く訪れる催しで、川西のことを知っていただく機会になるでしょう。ほかに、今後大きく期待できるものとして、3月に市の施設が映画のロケ地として利用されました。今を時めく俳優さんが多数出演されており、上映後は、川西の名を大きく広めてくれることでしょう。



これからも、このすばらしいまち川西を、全国に発信できるよう、いろいろな機会を捉えていきたいと思います。

狂犬病予防注射と犬の新規登録

生後91日を上回っていませんか？

生後91日以上飼育する犬には、狂犬病予防法で、毎年1回の狂犬病予防注射と登録（終生1回）が義務付けられています。

市から送付された案内通知書参照し、左表の会場へ。料金は3200円で新規登録は6200円です。当日都合が悪い場合は、近くの動物病院で受けてください。飼育犬の死亡や飼育主の住所変更などは必ず届け出を。詳しくは美化推進課 ☎（758）3262へ。

まちづくり支援事業の申請を

地区計画の策定に向けた活動を支援

住民主体のきめ細やかなまちづくりを推進するため、地区計画策定に向けた初期の活動を支援します。

地区計画とは市民の皆さんが主体となって策定する地区独自のまちづくりのルールのことです。支援の種別は、まちづくりアドバイザー派遣とまちづくりコンサルタント派遣、まちづくり活動助成の3つ。

希望団体は、市役所5階の都市計画課と各行政センターなどに備え付けの募集要項に必要な事項を書き、4月1日(火)から15日(火)までに同課へ。詳しくは市ホームページ（サイト内検索でID番号K287を入力）か都市計画課 ☎（740）1201へ。



犬の登録と狂犬病予防注射日程表

日	会 場	時 間
4月8日(火)	中央南児童遊園地(小花2)	9:30～9:50
	加茂第2会館	10:10～10:35
	南花屋敷中央会館	10:55～11:25
	満願寺前広場	13:00～13:15
	川西花屋敷郵便局前	13:30～13:50
4月9日(水)	寺畑会館	14:00～14:15
	県川西こども家庭センター	14:35～15:00
	高芝水源池前	9:30～9:50
	久代春日会館前	10:05～10:25
	西久代会館	10:40～10:55
4月10日(木)	消防団久代部車庫前	11:10～11:30
	北久代会館	13:00～13:25
	下加茂会館	13:35～14:00
	小戸くすのき公園	14:20～15:00
	滝山公民館	9:30～9:45
4月11日(金)	コミュニティプラザ萩原会館	10:00～10:20
	火打公民館	10:35～10:50
	川西中学校正門前	11:10～11:30
	鷺が丘自治会館	13:00～13:25
	鷺の森第1公園	13:35～13:45
4月14日(月)	鷺台自治会館	14:00～14:25
	萩原台第4公園	14:40～15:00
	新田城山公園北口	9:30～9:45
	新田ふれあい会館	10:00～10:20
	多田公民館	10:30～11:00
4月15日(火)	矢間自治会館	11:15～11:30
	北ひばりが丘公園西口	13:00～13:20
	藤ヶ丘第8公園	13:30～14:10
	湯山台自治会館(湯山台1)	14:20～15:00
	赤松自治会館	9:30～9:40
4月16日(水)	清和台中山公園	9:50～10:15
	西駒谷公園(清和台西4)	10:25～10:50
	西多田自治会館	11:05～11:30
	汽車公園(緑台4)	13:00～13:30
	飛行機公園(緑台1)	13:45～14:05
4月17日(木)	螢の公園(緑台6)	14:20～15:00
	アメリカフウ公園(けやき坂2)	9:30～10:10
	クスノキ公園(けやき坂2)	10:20～10:35
	水碓公園(けやき坂4)	10:45～11:05
	トウカエデ公園(けやき坂1)	11:15～11:30
4月18日(金)	緑が丘東公園	13:00～13:20
	大和第6公園	13:35～13:55
	大和第4公園	14:05～14:20
	大和第8公園	14:30～15:00
	東谷公民館	9:30～10:30
4月19日(土)	大和第3公園	10:40～10:55
	大和第2公園	11:05～11:25
	西畦野公会堂	13:00～13:20
	石道公園	13:35～13:50
	東池公園(清和台西1)	14:05～14:30
4月20日(日)	清和台第1自治会館	14:40～15:00
	北摂台東方団地自治会館	9:30～9:55
	東畦野自治会館	10:10～10:40
	下財公民館	10:50～11:20
	清流台第1公園	13:00～13:10
4月21日(月)	水明台第7公園	13:20～13:45
	奥池公園(向陽台2)	13:55～14:20
	タコ公園(向陽台1)	14:30～15:00
	鼓ヶ丘公園(鼓が滝2)	9:30～10:10
	東多田公民館	10:20～10:40
4月22日(火)	多田東小学校正門前	10:55～11:15
	黒川・新海・横路地区共同会館	13:00～13:10
	一庫公民館	13:30～13:45
	深山池公園南口(美山台3)	13:55～14:25
	古宮公園東側中央口(丸山台2)	14:35～15:00

4月1日から市組織の一部を改正します

8月1日(金)から「アステ市民プラザ」がアステ川西6階にオープンすることに伴い、4月1日(火)から「アステ市民プラザ（開設準備担当）」を市役所2階に新設します。また、芸術および文化振興の重要性を踏まえ、「観光・スポーツ振興課」を「文化・観光・スポーツ課」に変更します。教育委員事務局では、「まなび支援室」を新設し、市内すべての公民館の統括などを担当し、生涯学習短期大学の運営を引き継ぎます。詳しくはアステ市民プラザ（開設準備担当） ☎（740）1115、文化・観光・スポーツ課 ☎（740）1106、まなび支援室 ☎（757）8481へ。





無理のない範囲で 夏の節電にご協力を

今夏、関西電力管内では、電力の安定供給が確保できる見通しですが、これには市民や事業者の皆さんによる節電効果が織り込まれています。そのため市役所本庁舎では、22年度夏比15%以上を目標に節電に取り組んでいます。

市民や事業者の皆さんも、昨夏の実績値（関西電力管内22年度夏比11%）以上をめざし、無理のない範囲での節電の実施にご協力をお願いします。節電の取り組み期間は9月30日(火)までの平日（8月13日(水)～15日(金)は除く）です。詳しくは環境創造課☎（740）1202へ。

阪神地区シェイクアウト訓練に みんなで参加しよう

8月31日(日)午前10時から芦屋市で県下合同防災訓練が開催されます。それに併せて、シェイクアウト訓練（いっせい防災訓練）が実施されることとなります。

シェイクアウト訓練は世界各地で行われている地震防災訓練です。実施時間には、ドロップ（まず姿勢を低く）、カバー（頭を守り）、ホールドオン（動かない）という身を守るための安全行動を取るようになしてください。

また、安全・安心ネットワーク「かわにし安心ネット」からも送信し、避難を呼びかける訓練も実施します。詳しくは危機管理室☎（740）1145へ。

全国消費実態調査 ご協力をお願いします

9月から11月にかけて、全国消費実態調査が実施されます。この調査ではわが国の家計の実態を把握します。調査票にご記入いただいた情報を統計作成以外の目的に使用することはありません。調査対象となった世帯には、調査員が訪問しますのでご協力をお願いします。詳しくは総務課☎（740）1140へ。

お詫びと訂正

広報誌7月号で14ページに掲載の「川西の桜写真展2014開催」に誤りがありました。正しくは下記の通りです。お詫びして訂正します。

7月28日(月)午後1時半～6時、8月1日(金)～11日(月)午前9時～午後7時・アステ川西6階アステギャラリー、9月2日(火)～15日(祝)午前10時～午後6時・イオンモール猪名川。詳しくは文化・観光・スポーツ課☎（740）1161へ。

事業ディスカッション 議論はすべて公開

8月17日(日)を初回として計4回「かわにし事業ディスカッション2014」を行います。

これは、学識経験者がコーディネーターとなり、公募で選ばれた市民と市職員が協働し、議論を通して、より一層効率的かつ効果的な事業展開をめざすものです。議論はすべて公開形式で行います。詳しくは経営改革課☎（740）1120へ。

【第1回】とき＝8月17日(日)午後1時～午後4時▷ところ＝市役所7階会議室▷内容＝市民公益活動事業と小学校運営事業の質疑応答、討論

※今後、9・10月に上記2事業と交通安全啓発事業の質疑応答、討論、まとめを行い、12月に施策反映の経過報告を行います。日程などについては、広報誌や市ホームページでお知らせします。



青少年ふれあいデー 啓発コンクール作品を募集します

各公民館などに備え付けの応募用紙、または市ホームページからダウンロードした応募用紙に住所、氏名、年齢、電話番号と必要事項を書き、「川柳」は9月30日(火)（必着）、「写真」は10月31日(金)（必着）までにこども・若者政策課へ（市ホームページの申し込みフォームから送信も可）。詳しくは同課☎（740）1246へ。

【「わたしの家族」写真コンクール】「家族」をテーマにした写真を。対象はジュニア部門（15歳以下）、フレッシュ部門（16歳以上29歳以下）。最優秀賞には、賞金2万円を。その他賞あり。

【青少年ふれあい川柳コンクール】「家族」をテーマにした川柳を。対象は小・中学生の部と一般の部（15歳以上、中学生を除く）。1人で何句でも応募可。最優秀賞には、賞金1万円を。

アステ市民プラザ

8月1日から各種窓口などが開設

アステ川西6階にアステ市民プラザが8月1日オープン。阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅から近い便利な場所で、各種証明書の発行や部屋の貸し出しなどを行います。ぜひご利用ください。

各種証明書の請求が土・日、祝日も可能に

年末年始を除く午前9時～午後9時、各種証明書を受け取ることが可能になります。請求できる証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、課税（非課税）証明書、所得証明書、印鑑登録証明書です。請求できる人や必要なものなど、詳しくはアステ市民プラザ☎（740）1115へ。

多目的ルームなどを貸し出し

市民サークルの活動や講演会などのために、アステホールや大小6つの部屋、アステギャラリーの利用が可能です。貸し出し時間帯は年末年始を除く午前9時～午後9時50分（アステギャラリーは午前10時～午後7時）。使用料や利用条件など、詳しくは同プラザ☎（740）1115へ。

弁護士による法律相談

開設時間は第2・第4日曜日午後1時半～4時半。希望者は相談日の直前の月曜日（祝日に当たる

市民協働事業提案制度（テーマ型）

専門性や柔軟性を生かした具体的な提案を

市が設定した協働事業のテーマについて、NPOやボランティア団体などから専門性や柔軟性を生かした具体的な提案を募集します。提案を行った団体と市で事業内容やお互いの役割分担などについて話し合い、双方が合意すれば27年度から協働で事業を実施する予定です。市設定テーマの内容など、詳しくは市ホームページのほか、市役所4階の地域分権推進課、同2階の市政情報コーナー、大和行政セ



場合は翌日）午前9時から、生活相談課で受け付け。先着6名まで。詳しくは生活相談課☎（740）1333へ。

子ども・若者総合相談窓口

若者のひきこもりやニートなどの悩みについて相談窓口を開設。開設時間は第4木曜日の午後1時～5時で、対象はおおむね15～39歳までの若者とその家族。事前予約制で希望者は受け付け専用☎（758）5044へ。1日4名まで。詳しくはこども・若者政策課☎（740）1246へ。

子育て支援ルーム

未就学児とその保護者が気軽に集える場として、子育て支援ルームをオープン。子育て支援相談員が常駐し、子育て親子の相互交流の場（プレイルーム）の開設や子育て相談などを行います。開設時間は年末年始などを除く午前9時～正午と午後1時～5時半（プレイルームは午前10時～正午と午後1時～4時）。詳しくは子育て支援ルーム☎（740）1125へ。

ンター、各公民館およびパレットかわにしなどに設置しているパンフレットをご覧ください。詳しくは地域分権推進課☎（740）1600へ。

【応募方法】下記のテーマから一緒に事業を実施したいと思うものがあれば、パンフレットまたは市ホームページに掲載の必要書類を8月29日(金)までに地域分権推進課へ提出してください。

【提案できる団体の主な要件】市内に本拠を置き、おおむね5人以上のメンバーがいるNPOやボランティア団体など。

【市設定テーマ】

1. まちづくりラウンドテーブル（座談会）の開催
2. 川西の古い景観資料（写真など）の収集・調査・展示





いざという時に備えて 普通救命講習会を開きます

いざという時に役立つ心肺蘇生法や AED の使用方法の講習会を下表の通り開催します。普通救命講習Ⅰ・Ⅱは主に成人に対する講習で、普通救命講習Ⅱは、福祉施設職員やスポーツインストラクターなど職業上心肺停止者への応急対応を期待される人（一般も受講可）が対象です。普通救命講習Ⅲは主に小児（乳児を含む）に対する心肺蘇生法実技講習です。定員は各コース先着 40 人。参加賞あり。各受付開始日以降に消防本部消防課へ。詳しくは同課 ☎（759）9980 へ。

【普通救命講習Ⅰ】（3 時間講習）

開催日	講習時間	受付開始日
4 月 15 日(水)	午後 1 時～4 時	4 月 2 日(木)
5 月 12 日(火)	午後 1 時～4 時	4 月 27 日(月)
6 月 13 日(土)	午後 1 時～4 時	5 月 29 日(金)

【普通救命講習Ⅱ】（4 時間講習）

開催日	講習時間	受付開始日
4 月 24 日(金)	午後 1 時～5 時	4 月 10 日(金)
6 月 24 日(水)	午後 1 時～5 時	6 月 10 日(水)

【普通救命講習Ⅲ】（3 時間講習）

開催日	講習時間	受付開始日
5 月 26 日(火)	午後 1 時～4 時	5 月 12 日(火)

※都合により開催日を変更する場合があります

きんたくんの夢プロジェクト 温かい支援が届きました

多くの市民の皆さんや市内の事業所などから温かい支援が届けられました。頂いた切手などは、困難に立ち向かう子どもたちの夢をかなえる支援を行っている団体の活動資金の一部として、「あしなが育英会」と「メイク・ア・ウィッシュオブジャパン」に届けました。詳しくはこども・若者政策課 ☎（740）1246 へ。

使用済み切手＝24.2 千円▷使用済みテレホンカードなど＝913 枚▷未使用・書き損じのハガキ＝1,486 枚▷その他未使用の切手など



2 市 1 町消防本部 更なる広域連携を開始

宝塚市、川西市および猪名川町の広域的な連携で、実質的に効果のある消防体制を構築するため、相互応援出動を実施します。

これは、現在行っている建物火災発生時の消防相互応援に加えて、市町境界付近で救急事案が連続して発生した場合に、他市町の救急車が早く現場到着できる地域へ応援出場するものです。

これにより、救急車の現場到着時間が短縮され、医療機関への搬送が早くなり、重篤な傷病者の救命率向上につながります。今後は、近くで宝塚市と猪名川町の消防車や救急車を見かける機会が多くなるかもしれませんが、理解をお願いします。詳しくは消防本部消防課 ☎（759）9980 へ。

外国人登録に関するお知らせ 証明書の切り替えは有効期限内に

いずれも詳しくは市民課 ☎（740）1165 へ。

【「外国人登録証明書」の切り替えを】

「外国人登録証明書」を一定の期間「特別永住者証明書」または「在留カード」と見なしていますが、有効期間内に切り替えが必要です。特別永住者は、市役所で「特別永住者証明書」に、永住者とそれ以外の人は、入国管理局で「在留カード」に切り替えを。有効期間は下表の通り。なお、特別永住者証明書は常時携帯する必要がなくなりました。

在留資格	年齢	有効期間
特別永住者	16 歳未満	16 歳の誕生日まで
	16 歳以上	次回確認（切替）期間が 2015 年 7 月 8 日までの人はその日まで 次回確認（切替）期間が 2015 年 7 月 9 日以降の人は次回確認（切替）期間まで
永住者	16 歳未満	2015 年 7 月 8 日または 16 歳の誕生日、いずれか早い日まで
	16 歳以上	2015 年 7 月 8 日まで
上記以外	16 歳未満	在留期間の満了日または 16 歳の誕生日、いずれか早い日まで
	16 歳以上	在留期間の満了日まで

【旧外国人登録原票の履歴情報を開示】

本人が個人情報の開示請求をすれば、一定期間、旧外国人登録原票の写しに基づく履歴情報回答書を交付しています。これは、市で保管していた「外国人登録原票」が法務省に回収され、「外国人登録原票記載事項証明書」などを発行していないためです。なお、24 年 7 月 9 日以前の変更事項（前住所の記載など）は住民票に記載されていません。

公共交通のあるべき姿を示す 市公共交通基本計画を策定

子どもから高齢者まで、あらゆる世代が住み良さを実感し、幸せに暮らせる「公共交通によるまちづくり」を推進するため、公共交通のあるべき姿を示す市公共交通基本計画を策定しました。詳しくは都市・交通政策課 ☎（740）1180 へ。



【3 つの戦略】

①「つなぐー公共交通でまちの輝きをつなぐ」②「いかすー公共交通を市民の財産としていかす」③「になうー公共交通を市民・事業者・行政がになう」

阪神地域都市計画区域マスター プランなどの説明会

県が見直し案についての説明会を。詳しくは県都市計画課 ☎ 078(362)3578、または同課ホームページ（URL ＝ http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html）へ。

【説明会】

とき＝4 月 28 日(火)①午前 10 時～11 時②午後 3 時～4 時▷ところ＝①小田公民館（尼崎市）②西公民館（宝塚市）▷その他＝①②とも内容は同じ

【見直し案件】

①都市計画区域の整備・開発および保全の方針（都市計画区域マスタープラン）②区域区分③都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針

アドバイザー派遣や活動助成 まちづくり支援事業の申請を

住民主体のきめ細やかなまちづくりを推進するため、地区計画策定に向けた初動期の活動に対し、アドバイザー派遣や活動助成などの支援を行います。

希望団体は、市役所 5 階の都市計画課と各行政センターなどに備え付けの募集要項に必要事項を書き、4 月 1 日(水)から 15 日(木)までに同課へ。詳しくは市ホームページ（サイト内検索で ID 番号 K287 を入力）か同課 ☎（740）1201 へ。

低燃費軽四輪自動車購入に 補助金を交付します

市内に住所がある個人・法人が低燃費の軽四輪自動車を購入する場合に補助金を交付します。

対象は 27 年 4 月 1 日以降に登録した新車のうち電気軽四輪自動車か天然ガス軽四輪自動車または、JC08 モード燃費値 28 千キロ/リットル以上の軽四輪自動車。1 台につき 1 万 800 円を補助します（ただし、市税の滞納がないこと）。受付期間は 4 月 1 日(水)から 28 年 3 月 31 日(木)（必着）まで。予算の範囲内で、先着順で補助します。所定の申請書兼請求書に自動車検査証の写し（購入が確認できない場合は、購入の確認できる書類の写し）を添えて〒666－0011・出在家町 1－11 の分庁舎 2 階環境創造課まで持参か郵送を。詳しくは同課 ☎（740）1202 へ。

市民協働事業補助金の 交付団体を募集

ボランティアや NPO などの市民公益活動団体が市内で実施する、まちづくり事業に係る経費の 2 分の 1（上限 20 万円）を補助します。

応募は市役所 4 階の参画協働室、同 2 階の市政情報コーナー、パレットかわにし、各公民館などに設置の応募用紙（市ホームページからもダウンロード可）に必要な事項を書き、必要書類を添えて 4 月 30 日(木)までに同室へ。詳しくは同室 ☎（740）1600 へ。

27 年度固定資産税 評価額などの縦覧

4 月 1 日(水)から 6 月 1 日(月)まで（土・日曜日・祝日を除く）の 2 カ月間、市役所 2 階の資産税課で、27 年度固定資産税の納税義務者本人と本人の委任を受けた代理人に限り、土地や家屋の評価額などが記載された縦覧帳簿を縦覧できます。詳しくは同課 ☎（740）1133 へ。

4 月 26 日に市税と保険税（料）、 保育料、育成料の 休日納付相談窓口を開きます

4 月 26 日(日)午前 9 時半から午後 4 時まで、市役所 1 階の保険収納課 ☎（740）1177 と長寿・介護保険課 ☎（740）1148、同 2 階の市税収納課 ☎（740）1134、同 3 階のこども育成課 ☎（740）1175 と地域こども支援課 ☎（740）1215 で。



条件あり

親元で家を買おうと…最大20万円を助成

必須

- ☑子どもが生まれる
- ☑市内にいる親と近居を考えている
- ☑川西に転居を考えている友人がいる

土地や家屋の登記費用負担を軽減。親元の子育てでイイことづくめ

9月30日×切



親元で子どもを育てたい。そう考えている人も多いのでは。5月1日(金)から住宅取得時の登記費用の一部を助成する「川西市親元近居助成制度」の受け付けを開始します。あなたも川西で子育て、始めてみませんか。詳しくは住宅政策課 ☎(740) 1200へ。

子育てするなら川西市

市内の人も市外の人でも申し込みできます

助成の内容

登記費用として司法書士などに支払った費用に対し、20万円を上限として助成します(120件を予定)。

助成対象者

①28年3月31日時点で18歳以下の子とも同居している世帯。または、母子健康手帳などで出産予定であることが証明できる世帯で、過去に同助成を受けたことがない人②申請日現在、申請者世帯とその親(申請者の配偶者の親でも可)が市内に住民登録をしていること③申請日現在、申請者または申請者の配偶者の親が市内に引き続き10年以上居住していることが、住民登録により証明できること④市内にマイホーム(自宅)を取得したこと⑤申請者と同居者が26年度に住民税を滞納していないこと⑥地域の自治会の加入に努めること⑦市に定住する意思があること

対象のマイホーム

①建築基準法その他関係法令の基準を満たし(建築後または改築後、検査済証が発行されていること)、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以降に建築確認を受けた住宅、または同基準による耐震性が確保されていることが証明できる住宅②住戸専用面積(壁芯でとった床面積)が、戸建て住宅については87・5平方メートル以上、共同住宅および長屋建て住宅については65平方メートル以上の住宅③申請者の名義(同居世帯員との共有名義も可)で26年11月1日から27年8月31日までに、所有権保存登記または所有権移転登記をし、当該登記費用の支払いを行っていること

申し込み方法

市役所5階の住宅政策課に備え付けの申請書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を書き、必要な書類を添付の上、9月30日(水)(消印有効)までに〒666-8501・同課へ持参か郵送を。申し込みは1世帯1申請まで。



THE OPEN GARDEN
Being sensible of the different seasons...

5月22日~24日

オープンガーデンMAPを手に初夏のかわにしを散策

魅せる庭、あります

川西オープンガーデン

問合せ 緑化協会 ☎(759) 0805

5月22日(金)~24日(日)午前10時~正午と午後1時~5時に開催。21カ所の庭園が参加し、見学などが可能です。

庭主によってオープン期間や見学方法が異なるので事前に市役所5階の緑化協会と公園緑地課、各行政センターほかに備え付けのマップで確認を。

【花の写真の撮り方講習会】育てた花をうまく撮りたい人のために、初心者向けの講習会を。天気が良ければアステル屋上で撮影会も。

花と緑のコンクール

11月30日×切

募集

緑化協会が家庭、地域、学校などで育てられている庭や花壇の写真コンクールを。優秀作品は表彰し、最優秀作品受賞者には副賞に肥料とギフトカード3,000円分をプレゼント。

市役所5階の緑化協会に備え付けの応募用紙(郵送可)と、26年12月以降に撮影した写真を6枚(L判。さまざまな角度から写したものと、全体風景が分かるもの)を、11月30日(日)(必着)までに同協会事務局へ。

とき 5月29日(金)午後2時~4時▽ところ 2階アステル市民プラザ▽講師 写真家の瀬野敏彦さん▽費用 300円(会員無料)▽定員 20人▽申込み 5月1日(金)から同協会へ

リーダー募集

きんたくん 健幸体操

募集期間 5月1日~29日

問合せ 保健センター ☎(758) 4721

選考会

市民協働事業 補助金交付団体

開催日時 5月26日 午後2時から

問合せ 参画協働室 ☎(740) 1600

申し込み不要 誰でも見学OK!

楽しく健康になる運動「きんたくん健幸体操」。専用のDVDを使って、この体操を広めるリーダーを募集します。

人数は50人。任期は登録制で1年ごとに自動更新となります(年度更新)。

対象は「きんたくん健幸体操リーダー養成講座」を原則、3回以上受講した18歳以上の市民。

募集期間は5月1日(金)から29日(金)(必着)まで。保健センター備え付けの応募用紙(市ホームページからダウンロードも可)を持参か郵送で〒666-0016・中央町12-2の同センターへ。

【きんたくん健幸体操リーダー養成講座】

とき=6月3日(水)、15日(月)、7月1日(水)、13日(月)午前10時~11時45分▷ところ=保健センター

市は、ボランティアやNPOなどの市民公益活動団体が市内で実施するまちづくり事業に補助金を交付するため、公開プレゼンテーションによる選考会を5月26日(火)午後2時から市役所7階会議室で開催します。

公開プレゼンテーションでは、提案団体に事業内容や活動に対する思いなどを発表してもらいます。

また、公開プレゼンテーションと併せて、26年度に協働事業提案制度で実施した事業についての成果報告会を同時開催します。

山

川西市長

山の緑が若草色に変わる、若葉が目に見え、若葉を感じて歩くのは気持ちいいものです。

先日、3月に史跡として市の指定文化財になった「間歩」を見に国崎地区へ行って来ました。子どもの頃、近くの里山にあった間歩に入って、怖いながらもかくれんぼをしたことを思い出しました。私にとっては懐かしい思い出ですが、今は危険もあり入れません。そのため、間歩を初めて知った方も多いのではないのでしょうか。

市の歴史を語る貴重な文化財を知っていただき、野生種の桜「エドヒガン」と共に、国

あんばい

ええ話

ふるさとを愛する心を皆さんと共に

今月の

崎地区を訪れる楽しみの一つに加えていただければと思います。

また、生まれ育ったふるさとに定住してほしいという思いから、今年度も親元近居助成制度を設け、5月から受け付けを始めます。

この制度は2年前から行っており、25年度は15件の募集に対して25件、26年度は50件の募集に対して119件の応募がありました。本年度は120件の募集予定で、当初の8倍にもなっています。若年層の人口増加をめざした、人口の流出を防ぎ流入を促進する制度として、良い結果が出てきていると期待しているところですよ。

今後実施を行うことで、皆さんと共にふるさとを愛する心を醸成していきたいと思っています。

大塩民生



「健康づくり推進協議会」の
市民委員を募集
任期は9月30日からの2年間

問合せ 保健センター Tel (758) 4721

市民の健康づくりと保健に関する重要事項などを医療関係者や福祉関係者などで調査審議する「健康づくり推進協議会」の委員に就任する市民を2人募集。任期は9月30日から2年間（年3回程度の会議に出席できる人）。

対象は、地域での健康づくりや保健に関する事業の推進などに関心の高い市内在住の人。希望者は保健センターに備え付けの応募用紙（市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を書き、「健康づくりに大切なこと」をテーマにした作文（800字以内）を添えて、8月21日（金）（必着）までに〒666-0016・中央町12-2の同センターへ持参か郵送を。

公共施設のあり方アンケート 調査票記入に協力を

返信のメ切は8月24日

問合せ 公共施設マネジメント室 Tel (740) 3737

無作為に抽出した市民を対象に、8月12日（水）に調査票を発送しますので、調査票が届いた人は、8月24日（月）までに返信してください。

調査結果は、今後の本市公共施設のあり方に関する資料として利用します。

子育てに関する「利用者支援事業」 窓口を開設

子育てについての情報はここ！

問合せ こども育成課 Tel (740) 1175

子育て中の親子（妊娠中の人を含む）などを対象に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談、関係機関との連絡調整などを実施する「利用者支援事業」の窓口を開設。

8月3日（月）から市役所3階のこども育成課でオープンしますのでご利用ください。ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。



提案募集

市民協働事業 テーマ型提案制度

対象はNPOやボランティア団体など

問合せ 参画協働室 Tel (740) 1600

役割分担で課題を解決
市が設定した協働事業のテーマについて、各種団体による具体的な提案を募集します。
市との間で事業内容やお互いの役割分担などについて話し合い、合意すれば28年度に協働で事業に取り組み予定です。
詳しくは市ホームページのほか、市役所4階の参画協働室、同2階の市政情報コーナー、大和行政センター、各公民館、パレットかわにしなどに設置しているパンフレットに記載しています。

応募方法
下記のテーマの中で一緒に事業を実施したいと思うテーマがあれば、パンフレットまたは市ホームページに掲載している必要書類を8月28日（金）までに同室へ提出してください。
提案できる団体の主な要件
市内に本拠を置き、おおむね5人以上のメンバーがいるNPOやボランティア団体など。

Theme 市の設定するテーマ

- まちづくり連続講座の企画・運営**
参画協働室
まちづくり活動のきっかけづくりを目的に開催。まちづくり活動を実践していて、担い手の発掘に興味がある団体からの提案を求めます。
- かわにし子どもの人権ネットワーク事業活性化策の検討**
人権推進課
15歳以上のサポーターが支援し、小学校4年生～中学校3年生の子どもたちが取り組む体験活動や人権学習。今以上の活性化に向け、活動に理解のある団体を求めます。

10月3日（土）午後6時開演（午後4時開場）
@けやき坂中央公園おもろ座石舞台
※雨天の場合はけやき坂小学校アリーナ

9月1日
メ切

おもろ座

金春流能楽師の舞

金春穂高さん

彫刻作品

流政之さん

問合せ 文化・観光・スポーツ課 Tel (740) 1161

重要無形文化財能楽総合保持者（国家指定）金春穂高さんが、世界的に有名な彫刻家流政之さん制作の石舞台の上で、重厚で芸術的な薪能を繰り広げます。かがり火の中、石舞台で作り出される幽玄の美をぜひお楽しみください。
対象 小学4年生以上
内容 仕舞「八島」「舟弁慶」「鞍馬天狗」「狂言「仏師」「能「巴」」
定員 800人
申込み ハガキがファクス（1回の応募につき4人まで）で、希望人数、全員の住所、氏名、年齢、電話番号を書き、9月1日（火）（消印有効）までに〒666-8501・文化・観光・スポーツ課（川西おもろ能実行委員会事務局） Fax (740) 1187へ（市ホームページの申し込みフォームからも可）。定員超過の場合は市民を優先に抽選

市職員を募集します 来春採用

応募締切 8月26日

一次試験日 9月19・20日

問合せ 職員課 Tel (740) 1142

※幼稚園教諭については教職員課Tel (740) 1242へ

28年4月1日採用の職員を次の通り、「であいふれあいささえあい輝きつなぐまち」を共にめざす人材を求めています。希望者は、市所定の申込書または統一応募用紙に必要事項を書き、8月3日（月）から8月26日（水）午後5時半（必着）までに市役所4階の職員課へ（幼稚園教諭は3階の教職員課）持参するか、〒666-8501・同課へ簡易書留郵便で郵送を。募集要項は、8月3日から職員課（幼稚園教諭は教職員課）と各公民館・大和行政センター・アステ市民プラザ・中央図書館で配布します。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。1次試験は9月19日（土）・20日（日）です。

職種	採用予定人員	受験資格
事務職Ⅰ	若干名	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
事務職Ⅱ（身体障がい者）	若干名	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、次の要件を全て満たす身体障がい者 ①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人 ③自力により通勤でき、介護者なしに事務職員として職務遂行可能な人 ④活字印刷文による出題および口述による面接試験に対応できる人
管理栄養士	1人	昭和60年4月2日以降に生まれ、管理栄養士免許を有するか、平成28年国家試験により同免許を取得見込みの人
消防職	15人	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人のうち、次の要件を満たす人。 ①両眼とも視力1.0（視力矯正を含む）以上。ただし、裸眼視力が0.3以上②消防職として、色覚、聴力、言語、運動機能などに支障がない人
幼稚園教諭	1人	昭和60年4月2日以降に生まれ、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持っているか、平成28年3月31日までに取得見込みの人

※地方公務員法第16条・学校教育法第9条（欠格条項）に該当する人は受験不可



現在の位置 : [トップページ](#) > [くらしの便利帳](#) > [市民活動・人権・生涯学習](#) > [参画と協働・地域活動・市民活動](#) > [川西市市民協働事業提案制度](#) > 市民協働事業提案制度（テーマ型）

市民協働事業提案制度（テーマ型）

[ツイート](#)

いいね！

{ 0 }

更新日 平成27年7月31日

ID番号 K18791

印刷

市民のみなさんからの提案をお待ちしています

平成27年度川西市市民協働事業提案制度 募集案内（応募期間 平成27年8月1日から平成27年8月28日）

〈応募の方法〉

下記（1）の市設定テーマから、一緒に実施したいと思うものがあれば、下記（3）の応募に必要な書類を8月28日（金）までに参画協働室へ提出してください。

※提案を検討されている団体の方や、当制度について質問がある方はお気軽にお問い合わせください。



（1）募集する事業のテーマ

次の市設定テーマの事業内容に沿う提案を募集します。提案した市民公益活動団体等と市が当該事業を来年度（平成28年度）に協働で実施する予定です。

[1. まちづくり連続講座の企画・運営（PDF 104.1KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[2. かわにし子どもの人権ネットワーク事業活性化策の検討（PDF 107.2KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

（2）応募できる者の要件

提案者は次の要件をすべて満たしている市民公益活動団体等であることが必要です。

1. 市内に本拠を置き、概ね5人以上の構成員で組織していること
2. 組織の運営に関する定款、規則及び会則等の定めを有していること
3. 適正な会計処理が行われていること、又は適正な会計処理を行う能力を有していること
4. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成

団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと

5. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと

（3）応募に必要な書類

下記の書類の提出が必要です。（書類1.及び2.は下の添付様式をご利用ください。）

- 1.テーマ型協働事業提案書（様式第1号）
- 2.団体概要書（様式第3号）
- 3.定款、規則、会則その他これらに類するもの
- 4.役員名簿
- 5.団体の活動状況を示す資料
- 6.団体の経営状況を示す資料
- 7.その他活動の様子が分かる資料（会報、新聞の切抜、写真など）

[1. テーマ型協働事業提案書（様式第1号）（64.3KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[2. 団体概要書（様式第3号）（88.4KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

（4）応募方法

応募要件を満たす団体は、応募したいテーマについて、（3）に記載の必要書類を市の担当窓口に提出してください。

- ・提出期限：平成27年8月28日（金）午後5時30分まで
- ・提出書類：（3）に示した書類
- ・提出方法：持参または郵送（8月28日消印有効）
- ・提出先：川西市参画協働室（川西市役所4階）

〒666-8501 川西市中央町12番1号

※応募から事業実施までの流れなど事業の詳細については、次のパンフレット等をご覧ください

[川西市市民協働事業提案制度募集案内（パンフレット）（PDF 873.1KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[川西市市民協働事業提案制度実施要綱（Word 27.9KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

このページに関するお問い合わせ

総合政策部 参画協働室

〒666-8501 川西市中央町12番1号 市役所4階

市民協働事業を募集します！ 川西市市民協働事業補助金

平成27年度 市民協働事業 募集要項（応募期間 平成27年4月1日～30日）

募集は終了しました。

提案事業の要件

提案事業は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

1. 提案者が川西市内で実施する自主事業であること
2. 第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業であること
3. 川西市から他の補助、助成等の資金援助を受けている事業または受ける予定の事業でないこと

提案者の要件

提案者は、次のすべての要件を満たしている市民公益活動団体等であることが必要です。

1. 市内に本拠を置き、おおむね5人以上の構成員で組織していること
2. 組織の運営に関する定款、規則又は会則等の定めを有すること
3. 適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること
4. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと
5. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと

交付される市民協働事業補助金について

- 審査を経て選定された事業の実施に要する経費について、その2分の1を補助します。ただし、上限は20万円です。
- 補助金は単年度ごとの事業に対して交付します。同一の事業については3回を限度として交付します。

応募に必要な書類

下記の書類の提出が必要です。（1～4は下の添付様式を参照してください）

1. 協働事業補助金交付申請書
2. 協働事業収支予算書
3. 自由提案型協働事業提案書
4. 団体概要
5. 定款、規則、会則その他これらに類するもの
6. 役員名簿
7. 団体の活動状況を示す資料

8. 団体の経営状況を示す資料
9. その他活動の様子がわかる資料（会報、新聞の切抜、写真など）

[協働事業補助金交付申請書（Word 16.6KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[協働事業収支予算書（Word 19.3KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[自由提案型協働事業提案書（61.0KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[団体概要書（88.4KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

協働事業の審査方法について

審査は、公開プレゼンテーションにて行います。提案団体は、提案事業について説明するとともに、協働事業審査会からの質問に答えていただきます。

各団体のプレゼンテーション終了後、協働事業審査会が提案事業についての審査を行い、市長はその結果をもとに協働事業の選定をします。

公開プレゼンテーションは平成27年5月26日（火曜日）の午後に実施します。

応募方法

応募に必要な書類に記載の必要書類を、市の担当窓口まで提出をお願いします。

提出期限

平成27年4月30日（木曜日）午後5時30分まで

提出書類

上記応募に必要な書類に示した書類

提出方法

持参または郵送（4月30日消印有効）

提出先

川西市参画協働室 〒666-8501 川西市中央町12番1号

（注）募集から事業実施までの流れなど、事業の詳細については次のパンフレット等をご覧ください。

[川西市市民協働事業募集要項（パンフレット）（PDF 860.7KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[川西市市民協働事業提案制度実施要綱（PDF 11.3KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[川西市市民協働事業補助金交付要綱（PDF 9.4KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

[様式1～10（Word 33.0KB）（新しいウィンドウで開く）](#)

**川西市**

4月14日 ·

市民協働事業補助金の交付団体を募集！

ボランティアやNPOなどの市民公益活動団体が市内で実施する、まちづくり事業に係る経費の1/2（上限20万円）を補助する「市民協働事業補助金」の募集が始まりました。応募は4月30日（木）までです。詳しくは下記URL、参画協働室Tel072-740-1322へ。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shim.../.../16979/016951.html>



いいね！

コメントする

シェア



川西市

2013年7月5日 · 🌐

参画と協働してみませんか？「川西市市民協働事業提案制度」が始まります

市では7月1日から7月31日(水)までの間、市民の皆さんと協働したいテーマについて、提案を募集しています。NPOやボランティア団体などの皆さんからの、専門性や柔軟性に富んだ、具体的な提案をお待ちしています！市設定テーマの内容や応募方法など、詳しくは下記URL、地域分権推進課
Tel072-740-1600へ。

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/9605/014715.html>

#川西市 #川西市施策



👍 いいね！

💬 コメントする

➦ シェア